

船員労働委員会規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 事務局長は、総会の議事録については直後の総会の承認を、公益委員会の議事録については会長の承認を、公益委員分科会の議事録については分科会長の承認を、調停委員会、仲裁委員会、女子船員調停委員会、船員労働基準審議会及び小委員会の議事録についてはそれぞれの委員長の承認を、最低賃金専門部会及び船員職業安定部会の議事録についてはそれぞれの部会長の承認を受けるものとする。</p> <p>（委員の欠席）</p> <p>第七条 会議を構成する委員等は、会議に出席することができなときは、あらかじめその旨を事務局長に通知しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（付議事項）</p> <p>第九条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>（会議の招集、議長、報告及び議事録）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（委員の欠席）</p> <p>第七条 委員その他の会議を構成する者は、会議に出席することができなときは、あらかじめその旨を事務局長に通知しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（付議事項）</p> <p>第九条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。</p>

一〇十一 (略)

十二 第二十八条第六項の規定による臨時委員の委嘱に関する事項  
(第三十条第二項で準用する場合を含む。)

十三 前各号に掲げるもののほか、この規則により総会の決議が必要とされる事項

十四 その他会長が必要と認める事項

(報告事項)

第十条 会長は、次の各号に掲げる場合において、その事項の概要を直近の総会において報告し、又は会長が適当と認める者に報告させるものとする。

一〇十二 (略)

十三 この規則を制定したとき及び改廃したとき(会長が軽微な事項と認めるものに限る。)

十四 国土交通大臣が委員又は専門委員を任命する等委員又は専門委員の異動が生じたとき。

十五 会長がこの規則により委員、あつせん員等を指名したとき。

十六 あつせん員候補者に異動が生じたとき(前条第一項第五号に定める場合を除く。)

十七 第百十二条第五項に定める場合。

十八 最低賃金専門部会、船員職業安定部会、船員労働基準審議会又は小委員会を開いたとき。

一〇十一 (略)

十二 前各号に掲げるもののほか、この規則により総会の決議が必要とされる事項

十三 その他会長が必要と認める事項

(報告事項)

第十条 会長は、次の各号に掲げる場合において、その事項の概要を直近の総会において報告し、又は会長が適当と認める者に報告させるものとする。

一〇十二 (略)

十三 国土交通大臣が委員又は専門委員を任命したとき。

十四 会長がこの規則により委員、あつせん員等を指名したとき。

十五 第百十二条第一項の規定によりあつせん員候補者名簿を作成したとき。

十六 最低賃金専門部会、船員職業安定部会、船員労働基準審議会又は小委員会を開いたとき。

十九 前各号に掲げるもののほか、この規則により総会への報告が必要とされるとき。

二十 その他会長が必要と認めるとき。

(招集)

第十一条 (略)

2 (略)

3 総会を招集しようとする場合において、緊急やむを得ないときのほかは、少なくとも五日前までに、付議事項、報告事項、日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

(付議事項)

第十四条 公益委員会に付議する事項は、次のとおりとする。ただし、労組法第二十四条の二第三項ただし書の合議体（以下「公益委員分科会」という。）において次の各号（第三号、第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項が付議されることとなる場合には、同法第二十四条の二第三項ただし書において準用する同条第二項に規定する場合に限る。

一 五 (略)

六 その他会長が必要と認める事項

十七 前各号に掲げるもののほか、この規則により総会への報告が必要とされるとき。

十八 その他会長が必要と認めるとき。

(招集)

第十一条 (略)

2 (略)

3 総会を招集しようとする場合において、緊急やむを得ないときのほかは、少なくとも五日前までに、付議事項、日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

(付議事項)

第十四条 公益委員会に付議する事項は、次のとおりとする。ただし、労組法第二十四条の二第三項ただし書の合議体（以下「公益委員分科会」という。）において次の各号（第三号、第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項が付議されることとなる場合には、同法第二十四条の二第三項ただし書において準用する同条第二項に規定する場合に限る。

一 五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、この規則による公益委員会の決議が必要とされる事項

七 その他会長が必要と認める事項

第四節 調停委員会

(設置等)

第十八条 (略)

2～4 (略)

5 調停委員会の委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

第五節 仲裁委員会

(設置等)

第二十条 (略)

2～4 (略)

5 仲裁委員会の委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

第六節 女子船員調停委員会

(設置等)

第二十二条 (略)

2・3 (略)

4 女子調停委の委員長は、委員が互選する。

5・6 (略)

第九節 船員労働基準審議会

第四節 調停委員会

(設置等)

第十八条 (略)

2～4 (略)

第五節 仲裁委員会

(設置等)

第二十条 (略)

2～4 (略)

第六節 女子船員調停委員会

(設置等)

第二十二条 (略)

2・3 (略)

4 委員長は、女子調停委において委員が互選する。

5・6 (略)

第九節 船員労働基準審議会

(設置等)

第二十八条 (略)

2～5 (略)

6 会長は、必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者  
のうちから、総会の決議により臨時委員を委嘱することができる。

7 (略)

(資格審査)

第三十七条 労働組合が労組法第二条及び第五条第二項の規定に適合  
するかどうかの審査(以下「資格審査」という。)は、次の各号に  
掲げる場合に、労働組合の書面による申請により、又は委員会が職  
権により、公益委員会(資格審査を公益委員分科会で行うときは、  
公益委員分科会。以下この条及び第三十九条において同じ。)で行  
う。

一・二 (略)

三 (略)

四 総会において特に必要があると認めるとき。

(要件補正の勧告)

第三十九条 委員会は、労働組合が労組法の規定に適合しないと考

(設置等)

第二十八条 (略)

2～5 (略)

6 会長は、必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者  
のうちから、総会の承認を得て臨時委員を委嘱することができる。

7 (略)

(資格審査)

第三十七条 労働組合が労組法第二条及び第五条第二項の規定に適合  
するかどうかの審査(以下「資格審査」という。)は、次の各号に  
掲げる場合に、労働組合の書面による申請により、又は委員会が職  
権により、公益委員会(資格審査を公益委員分科会で行うときは、  
公益委員分科会。以下この条及び第三十九条において同じ。)で行  
う。

一・二 (略)

三 労組法第十九条の十三第三項の規定により労働組合が労働者委  
員を推薦するとき。

四 (略)

五 公益委員会において特に必要があると認めるとき。

(要件補正の勧告)

第三十九条 公益委員会において労働組合が労組法の規定に適合しな

るときは、公益委員会の決定により、相当の期間を定めて、要件の補正を勧告することができる。

(資格審査の決定)

第四十条 労働組合が労組法の規定に適合するかどうかについて公益委員会が決定したときは、委員会は、資格審査決定書を作成し、次の各号に掲げる事項を記載して、会長が記名押印又は署名するとともに、決定に関与した委員の氏名を記載しなければならない。

- 一 労働組合が労組法の規定に適合し又はしない旨及びその理由
- 二 決定の日付け
- 三 委員会名（資格審査を公益委員分科会で行ったときは、委員会名及び分科会名。次条において同じ。）

2 委員会は、資格審査決定書の写しを労働組合に交付しなければならない。ただし、次条に定める証明書の交付をもってこれに代えることができる。

3 委員会は、労働組合が労組法の規定に適合しない旨の資格審査決定書の写しを交付するときは、第四十一条の規定により再審査の申

いと認めるときは、委員会は、公益委員会の決定により、相当の期間を定めて、要件の補正を勧告することができる。

(資格に関する決定書及び証明書)

第四十条 委員会は、労働組合の資格に関する決定をした場合において、その労働組合から要求があったとき又はその労働組合が労組法の規定に適合しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載し委員会印を押した資格審査決定書を、その労働組合に交付しなければならない。

- 一 資格審査決定書の表示
- 二 労働組合の名称及び主たる事務所の所在地
- 三 その労働組合が労組法の規定に適合する旨又は適合しない旨及びその理由
- 四 決定の日付け
- 五 交付の日付け
- 六 委員会名（決定を公益委員会分科会で行ったときは、委員会名及び公益委員分科会名）

2 労組法第十一条第一項の規定による証明書は、資格審査決定書に準ずる。ただし、前項各号の記載事項中第一号及び第三号に掲げる事項の記載に代えて、それぞれ資格証明書の表示及びその労働組合が労組法の規定に適合する旨の記載をするものとする。

立てができることを教示しなければならない。

(資格証明書)

第四十条の二 労組法第十一条第一項並びに労組法施行令第二十九条第五項により準用される同令第二十条第三項及び第二十一条第三項の規定による証明書(第五号及び次項において「資格証明書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、委員会名を記して押印しなければならない。

- 一 労働組合が労組法の規定に適合する旨
- 二 労働組合名
- 三 労働組合の主たる事務所の所在地
- 四 決定の日付け
- 五 資格証明書交付の日付け

2 労組法の規定に適合する労働組合(前条第二項の資格審査決定書の写し又は同項に基づく資格証明書を有するものに限る。)が、労組法施行令第二十九条第五項により準用される同令第二十条第三項及び第二十一条第三項の規定による証明書を必要とする場合は、申請により、委員会から交付を受けることができる。

(再審査)

第四十一条 (略)

2 4 (略)

(再審査)

第四十一条 (略)

2 4 (略)

5 船中労委は、再審査の結果、労働組合の資格に関する決定をした

5| 第三十八条から前条までの規定は、その性質に反しない限り、再審査の場合にこれを準用する。

6| 再審査の資格審査決定書の写しは、初審の船地労委に送付しなければならぬ。

#### 第四十二条 削除

#### 第四十六条 削除

(管轄を決定する時期)

第四十七条 労組法施行令第二十九条第五項において準用する同令第二十七条に定める委員会の管轄は、労組法第二十七条の規定により申立てをした時を標準として定める。

(当事者の追加)

ときは、遅滞なく、資格再審査決定書及びその写しを、それぞれ再審査を申し立てた労働組合及び初審の船地労委に交付又は送付しなければならぬ。

6| 第三十八条から前条までの規定は、その性質に反しない限り、再審査の場合にこれを準用する。

(記録の整理)

第四十二条 事務局長は、資格審査の経過及び議事に関し、記録を整理する。

(記録の整理)

第四十六条 事務局長は、認定及び告示の事務に関し、記録を整理する。

(管轄を決定する時期)

第四十七条 労組法施行令第二十九条第五項において準用する同令第二十七条に定める委員会の管轄は、労組法第四章第二節及び第三節の規定により申立てをした時を標準として定める。

(当事者の追加)



第五十一条 (略)

2 (略)

3 委員会は、当事者を追加したときは、遅滞なく、その旨をすべての当事者に通知するとともに、追加された当事者が調査又は審問に出頭して陳述し、証拠を提出する機会を与えなければならない。

(申立ての却下)

第五十二条 (略)

2 公益委員会が申立ての却下の決定をしたときは、委員会は、申立て却下決定書を作成しなければならない。この決定書については、第八十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 申立ての却下は、前項の決定書の写しを当事者に交付することによつて行い、交付のあつた時にその効力を生ずる。交付手続きについては、第八十六条の規定を準用する。

(審査)

第五十四条 (略)

2 会長は、労組法第二十四条の二第五項の規定に基づき、公益委員(不当労働行為事件の審査等を公益委員分科会で行うときは、当該公益委員分科会を構成する公益委員。以下この章において同じ。)のうちから一人又は数人の委員(以下「審査委員」という。)を指名し、審査等の手続の全部又は一部を行わせるものとする。この場合において、審査委員が一人のときはその委員を、数人の審査委員

第五十一条 (略)

2 (略)

3 委員会は、当事者を追加したときは、遅滞なく、その旨をすべての当事者に通知しなければならない。

(申立ての却下)

第五十二条 (略)

2 申立ての却下は、書面によつて行う。この決定書については、第八十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 前項の決定書の写しは、当事者に交付する。交付手続きについては、第八十六条の規定を準用する。却下は、決定書の写しの交付があつた時にその効力を生ずる。

(審査)

第五十四条 (略)

2 会長は、労組法第二十四条の二第五項の規定に基づき、公益委員(不当労働行為事件の審査等を公益委員分科会で行うときは、当該公益委員分科会を構成する公益委員。以下この章において同じ。)のうちから一人又は数人の委員(以下「審査委員」という。)を指名し、審査等の手続の全部又は一部を行わせるものとする。この場合において、数人の審査委員を指名したときは、このうちの一人を

を指名したときは、このうちの一人を委員長（以下「審査委員長」という。）に指名するものとする。

3 審査は審査委員長が指揮して行う。

4 5 7 (略)

(除斥又は忌避の申立ての方式等)

第五十五条 公益委員の除斥又は忌避の申立ては、委員会に対し、その原因を記載した書面を提出してしなければならない。

2 公益委員の除斥又は忌避の原因は、前項の申立てをした日から三日以内に、疎明しなければならない。労組法第二十七条の三第二項ただし書の事実についても、同様とする。

3 (略)

(公益委員の回避)

第五十六条 公益委員は、労組法第二十七条の二第一項又は第二十七条の三第一項に規定する場合には、会長の許可を得て、審査に係る職務の執行を回避することができる。

第五十八条 削除

委員長（以下「審査委員長」という。）に指名するものとする。

3 審査は審査委員長（審査委員が一人のときは、その委員をいう。以下同じ。）が指揮して行う。

4 5 7 (略)

(除斥又は忌避の申立ての方式等)

第五十五条 労組法第二十七条の二第一項に規定する公益委員の除斥又は同法第二十七条の三第一項に規定する公益委員の忌避の申立ては、委員会に対し、その原因を記載した書面を提出してしなければならない。

2 前項の申立てを行った者は、除斥又は忌避の原因については、申立てをした日から三日以内に、疎明しなければならない。労組法第二十七条の三第二項ただし書の事実についても、同様とする。

3 (略)

(公益委員の回避)

第五十六条 公益委員は、前条第一項の規定により除斥の申立てが行われ、又は忌避の申立てを行ったときは、会長の許可を得て、審査に係る職務の執行を回避することができる。

(当事者の協力)

第五十八条 当事者は、審査の促進に協力しなければならない。

(書面等の提出)

第六十条 当事者が陳述のため委員会に書面を提出する場合、当該書面に記載した事項について相手方が準備をするのに必要な期間を置いて、提出しなければならない。

2 審査委員長は、事実の認定のために書面の提出を求めるときは、当該書面の提出をすべき期間を定めることができる。

(答弁書等の送付)

第六十一条 委員会は、答弁書その他の委員会に提出される書面(申立書及び申立ての取下げに係る書面を除く。以下この条において「答弁書等」という。)の提出があつたときは、その写しを相手方に送付するものとする。この場合、審査委員長は、必要があると認めるときは、当事者に対し、答弁書等について、その写しを相手方に対して直接送付すること(以下「直送」という。)を求めることができる。

2 (略)

(調査の手続)

第六十二条 (略)

2 (略)

8 当事者又は関係人は、調査調書を閲覧することができる。この場合において当事者その他の者の陳述の記載について異議が述べられ

(答弁書等の提出)

第六十条 審査委員長は、当事者が答弁書その他の書面(申立書及び申立ての取下げに係る書面を除く。以下「答弁書等」という。)を提出するとき、又は審査委員長が提出を求めるときは、当該答弁書等の提出をすべき期間を定めることができる。

(答弁書等の送付)

第六十一条 委員会は、答弁書等の提出があつたときは、その写しを相手方に送付するものとする。この場合、審査委員長は、必要があると認めるときは、当事者に対し、その写しを相手方に対して直接送付すること(以下「直送」という。)を求めることができる。

2 (略)

(調査の手続)

第六十二条 (略)

2 (略)

8 当事者、関係人又は審査委員長が認めた者は、調査調書を閲覧することができる。この場合において当事者又は関係人が調査調書の

たときは、その旨を調査調書に付記しなければならない。

第六十三条 削除

(審問の開始)

第六十五条 審査委員長は、前条の審査計画に従って、遅滞なく、審問を開始しなければならない。

2 5 (略)

(証人等出頭命令)

第七十三条 (略)

2 5 (略)

6 委員会は、第三項の通知書を配達証明郵便又は配達証明郵便に準ずる役務（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者において、当該信書便物（同条三項に規定する信書便物をいう。）を配達し、又は交付した事実を証明する信書便の役務をいう。以下同じ。）により、送付す

記載内容について異議を述べたときは、その旨を調査調書に付記しなければならない。

(調査終了後の命令発出)

第六十三条 調査の結果、審査委員長が命令を発すると認め、調査を終結させたときは、委員会は、命令を発して事件を終了させることができる。

(審問の開始)

第六十五条 調査を終結させた場合において、委員会が第六十三条に規定する命令を発しないときは、審査委員長は、遅滞なく、審問を開始しなければならない。

2 5 (略)

(証人等出頭命令)

第七十三条 (略)

2 5 (略)

ることができる。この場合には、その配達があつた日付けをもつて通知されたものとみなす。

7| 第六十九条第一項から第三項の規定は、証人等出頭命令の申立てについて、第七十条の規定は、第三項の通知書について準用する。

(証人等の尋問の手續)

第七十四条 (略)

2 当事者、代理人又は補佐人は、審査委員長の許可を得て、陳述を行い、当事者若しくは証人を尋問し、又は反対尋問することができる。この場合において、審査委員長が適当であると認めるときは、当事者、代理人又は補佐人は、審査委員長に先立って尋問をすることができる。

3・4 (略)

(宣誓の方式)

第七十五条 労組法第二十七条の人に規定する宣誓は、尋問の前にさせなければならない。

2・3 (略)

(物件提出命令)

第七十八条 (略)

2・3 (略)

5 第七十三条第二項、第四項、第五項及び第六項の規定は、物件提

6| 第六十九条第一項から第三項の規定は、証人等出頭命令の申立てについて、第七十条の規定は、第三項の通知書について準用する。

(証人等の尋問の手續)

第七十四条 (略)

2 当事者又は補佐人は、審査委員長の許可を得て、陳述を行い、当事者若しくは証人を尋問し、又は反対尋問することができる。この場合において、審査委員長が適当であると認めるときは、当事者又は補佐人は、審査委員長に先立って尋問をすることができる。

3・4 (略)

(宣誓の方式)

第七十五条 労組法第二十七条の人に規定する宣誓(以下この条において「宣誓」という。)は、陳述の前にさせなければならない。

2・3 (略)

(物件提出命令)

第七十八条 (略)

2・3 (略)

5 第七十三条第二項、第四項及び第五項の規定は、物件提出命令の

出命令の決定手続について準用する。

(証人等出頭命令等についての審査の申立てに関する決定)

第八十一条 (略)

2・3 (略)

4 船中労委は、前項に定める交付に代え、第二項の決定書の写しを配達証明郵便又は配達証明郵便に準ずる役務により、審査の申立人に送付することができる。この場合には、その配達のあった日付けをもって交付の日とみなす。

(合議)

第八十四条 (略)

2 調査又は審問を行う手続に参加する委員は、合議に先立って意見を述べることができる。この場合において、意見書の提出をもって代えることができる。

3・4 (略)

(救済命令等)

第八十五条 (略)

決定手続について準用する。

(証人等出頭命令等についての審査の申立てに関する決定)

第八十一条 (略)

2・3 (略)

4 船中労委は、前項に定める交付に代え、第二項の決定書の写しを配達証明郵便又は配達証明郵便に準ずる役務(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者又は同条第九項に規定する特定信書事業者において、当該信書便物(同条三項に規定する信書便物という。)を配達し、又は交付した事実を証明する信書便の役務をいう。以下同じ。)により、審査の申立人に送付することができる。この場合には、その配達のあった日付けをもって交付の日とみなす。

(合議)

第八十四条 (略)

2 調査又は審問を行う手続に参加する委員は、合議に先立って意見を述べることができる。

3・4 (略)

(救済命令等)

第八十五条 (略)

2 前項の命令を発するときは、次の各号に掲げる事項を記載した命令書を作成しなければならない。この命令書には、会長が記名押印又は署名するとともに、判定に参与した委員の氏名を記載しなければならない。

一〇六 (略)

3 会長は、前項の命令書に字句の書き損じその他これに類する明白な誤りがあるときは、その旨を命令書に付記して訂正することができる。この場合において、会長は、命令書を訂正した旨を当事者に通知しなければならない。

(取消判決の確定による審査の再開)

第九十五条 委員会の命令の全部又は一部を取り消す旨の判決が確定し、行政事件訴訟法第三十三条第二項又は第三項の規定により、委員会が改めて命令を発しなければならないときは、委員会は、遅滞なくその旨を当事者に通知し、当該事件の審査を再開しなければならない。

二〇四 (略)

#### 第五節 記録の整理

(記録の整理)

第一百四条 審査の経過及び議事については、担当職員が記録を整理し、当該不当労働行為事件の審査を行ったすべての審査委員がこれに

2 前項の命令書には、次の各号に掲げる事項を記載し、会長が記名押印又は署名するとともに、判定に参与した委員の氏名を記載しなければならない。

一〇六 (略)

3 会長は、第一項の命令書に字句の書き損じその他これに類する明白な誤りがあるときは、その旨を命令書に付記して訂正することができる。この場合において、会長は、命令書を訂正した旨を当事者に通知しなければならない。

(取消判決の確定による審査の再開)

第九十五条 委員会の命令の全部又は一部を取り消す旨の判決が確定し、行政事件訴訟法第三十三条第二項又は第三項の規定により、委員会が改めて命令を発しなければならないときは、委員会は、公益委員会の決定により、当該事件の審査を再開しなければならない。

二〇四 (略)

#### 第五節 記録の整理

(記録の整理)

第一百四条 審査の経過及び議事については、担当職員が記録を整理し、審査委員がこれに記名押印又は署名するものとする。

記名押印又は署名するものとする。

(あつせん員候補者名簿)

第百十二条 会長は、あつせん員候補者を委嘱し、又は解任した場合等あつせん員候補者に異動が生じた場合、そのたびごとに名簿を変更するものとする。

2| 名簿には、次の各号に掲げる事項を記載する。

一 氏名及び職業

二 経歴

三 委嘱の日付け

四| 委嘱期間

3| 前項の記載事項に変更のあつた場合には、そのたびごとにこれを訂正し、解任の場合には、削除するものとする。

4| 事務局長は、名簿を常時事務局に備え置き、希望者の閲覧に供する。

5| 会長は、委員の全員が新たに任命されたときは、労調法第十条に規定するあつせん員候補者名簿（以下「名簿」という。）を総会に報告するものとする。

第六節 労働関係調整法第四十二条の請求

(審査)

第百二十三条 船地労委は、労調法第三十七条の規定に違反すると疑

(あつせん員候補者名簿)

2| 会長は、総会の決議により、あつせん員候補者を委嘱し、又は解任した場合、そのたびごとに名簿を変更するものとする。

3| 名簿には、次の各号に掲げる事項を記載する。

一 氏名及び職業

二 経歴

三 委嘱の日付け

4| 前項第一号の記載事項に変更のあつた場合には、そのたびごとにこれを訂正する。

5| 事務局長は、名簿を常時事務局に備え置き、希望者の閲覧に供する。

第百十二条 会長は、委員の全員が新たに任命されたときは、労調法第十条に規定するあつせん員候補者名簿（以下「名簿」という。）を総会に報告するものとする。

第六節 労働関係調整法第四十二条の請求

(審査)

第百二十三条 船地労委は、労調法第三十七条の規定に違反すると疑



われる事実があることを知ったときは、公益委員会の決定により、遅滞なく、審査を開始しなければならない。

2 (略)

### 第九章 報告

(船中労委に対する報告)

第四百四十五条 (略)

一〇五 (略)

六 労調法に基づく争議事件の届出、あっせんの申請、調停の申請若しくは請求若しくは仲裁の申請若しくは請求があつたとき又は労調法第十八条第四号、地方公労法第十四条第三号若しくは第四号若しくは同法第十五条第三号の規定に基づく決議をしたとき。

七〇九 (略)

十 労調法第三十七条の規定に違反する疑いのある行為について、第二百二十三条から第二百二十六条までの規定により処理したとき。

一一・一二 (略)

2 (略)

われる事実があることを知ったときは、公益委員会の決定により、遅滞なく、調査を開始しなければならない。

2 (略)

### 第九章 報告

(船中労委に対する報告)

第四百四十五条 (略)

一〇五 (略)

六 労調法に基づく争議事件のあっせんの申請、調停の申請若しくは請求若しくは仲裁の申請若しくは請求があつたとき又は労調法第十八条第四号、地方公労法第十四条第三号若しくは第四号若しくは同法第十五条第三号の規定に基づく決議をしたとき。

七〇九 (略)

十 労調法第三十七条の規定に違反する疑いのある行為について、第二百二十三条から第二百五条までの規定により処理したとき。

一一・一二 (略)

2 (略)